

平成28年度 保育園の入園案内

平成28年度の保育園の入園受付を行います。入園を希望される方は、申込書などを提出してください。

■入園の基準

保育園の入園については、保育の必要性が高い児童を優先します。

保護者のいずれもが次の理由に該当するため、家庭保育ができない児童

- ①常勤、非常勤または農業など家庭外の仕事をしている。(月60時間以上従事していること。その他の条件あり)
- ②自営、内職など家庭内の仕事をしている。(月60時間以上従事していること。内職は3歳児以上のみ。その他の条件あり)
- ③母親の出産前、出産後(出産(予定)月を中心に前後2カ月までの期間)
- ④病気または心身に障がいがある。
- ⑤長期にわたり病気または心身に障がいのある親族(同居)の介護に当たっている。
- ⑥火災またはその他の災害の復旧に当たっている。
- ⑦学校または資格取得のために就学する。
- ⑧育児休業中であるが28年度中に復帰する。(3～5歳児のみ)

※ 就労を理由とする0～2歳の入園については、保護者が各自で社会保険に加入している必要があります。(自営・農業については別条件となります。)また、同居する65歳未満の祖父母の就労などの状況により、優先度を調整します。

※ 就業日数や時間数などの詳しい基準は、保育所入所申込書と同時に配布する説明書でご確認ください。

■自由契約児

上記に当てはまらない場合でも、定員に余裕のある保育園では、満3歳以上(平成28年4月1日現在)に限り、自由契約児として入園できます。

■保育料

平成28年4月以降の保育料については、国が定める水準を参考に町が設定します。料金の決定は平成28年3月ごろを予定しています。

■年度途中の入園を希望される方

今回の受付は28年4月入園が優先になりますが、

5月から9月に途中入園を希望する方の入園受付も行います。(10月以降に入園をご希望の方は今回の応募はできませんのでご承知おきください。募集開始は改めてお知らせする予定です。)

■その他

4月から勤務する方はお渡しする「就労証明書」に事業所の証明印がない場合や、その他記載事項に不備があるときは、以下の取り扱いとさせていただきます。

▽0～2歳で入園希望の方は、申込受付できません。就労証明書が取れ次第、お申し込みください。(証明内容には社会保険に加入予定である旨の記載が必要です。)

▽3～5歳で入園希望の方は、まずは自由契約児として受け付けます。就労証明書が取れ次第、提出してください。

■申し込み方法

各保育園、子育て支援課で9月24日(木)から配布する入所申込書に記入し、提出してください。平成27年4月より始まった「子ども・子育て支援新制度」に伴い、保育園の利用に当たり、入所申込書の提出に加え、保育を受けるための「認定」を受ける必要があります。認定申請書も併せて提出してください(自由契約児の方は不要)。認定申請書は入所申込書と一緒にお渡しします。

■申込書受付場所

希望する園または子育て支援課に入所申込書とその他必要書類を提出してください。

■受付期間

10月19日(月)～23日(金)の午前8時30分～午後5時15分

※ 上記期間後も受け付けますが、優先順位が下がりますのでご注意ください。

■入園の決定

平成28年1月下旬ごろに通知します。

■問い合わせ先

子育て支援課 ☎(48)1111 (内226・301)

